

## 被災した生徒・学生への給付型奨学金と

### 奨学金返還者に対する減免制度の創設を求める声明

本年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から半年が経過したが、未だに復興は進まず、原発事故も収束していない。生活の基盤を奪われた多くの被災者は、今なお困難な生活を強いられている。そして、この東日本大震災と原発事故による被害によって、多くの生徒・学生に、進学を希望しながら経済的理由によりあきらめざるを得ない事態が生じていることが強く憂慮される。

政府は、本年の一次補正予算において、災害向け緊急奨学金の予算を35億円増額した。しかし、日本の公的奨学金は、災害向け緊急奨学金を含めて全て貸与型のものであり、返済が義務づけられている。緊急奨学金や毎月の返済金額の減額を申請する場合は、返済金の滞納時に個人情報情報機関に登録する制度に同意することが条件とされている。また、被災を理由とする奨学金返済の減免制度は存在していない。かかる不十分な奨学金制度が、被災生徒・学生の学ぶ機会や奨学金返済者の生活を圧迫している。被災した生徒・学生については、言うまでもなくその親も被災しすでに大きな経済的な負担を負っている家庭が多い。被災生徒・学生の中には、進学を希望しても「これ以上借金は出来ない」と親から言われ進学を断念する例も出てきている。被災地における震災復興が進んでおらず、福島第一原発の事故収束の見通しも立っていない現状では、被災者の経済的負担はさらに重くなることは明らかである。生徒・学生が希望しているにも関わらず、十分な教育の機会をあきらめざるを得ない状況や、奨学金返済者の経済的な困窮が拡大するおそれもある。被災した生徒・学生への給付型奨学金制度と奨学金返済者に対する減免制度の創設は不可欠である。

民主党は2010年マニフェストで「大学生、専門学生などの希望者全員が受けられる奨学金制度を創設します。また、大学の授業料減免制度を拡充し、教育格差を是正します」と掲げていた。この趣旨からしても、進学を希望する生徒・学生が経済的な負担無く学べる条件をつくっていくことは当然の義務である。

自由法曹団は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故で被災した生徒・学生への給付型奨学金制度と奨学金返済者に対する減免制度の創設を求めるものである。

2011年9月16日

自由法曹団

団長 菊池 紘